

利用料金一覧表（介護保険）

令和7年8月現在

[要介護]

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の利用状態に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。

平常の時間帯（午前9時から午後6時）での料金は次の通りです。

サービスに要する時間		※20分未満	20分以上 30分未満	20分以上 45分未満	45分以上	1時間以上 1時間30分未満	
身体介護	1. サービス利用料金	2, 277円	3, 410円	—	5, 411円	7, 933円	
	2. うち、介護保険から給付される金額	2, 049円	3, 069円	—	4, 870円	7, 140円	
	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	228円	341円	—	541円	793円	
生活援助	1. サービス利用料金	—	—	2, 501円	3, 073円	—	
	2. うち、介護保険から給付される金額	—	—	2, 251円	2, 766円	—	
	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	—	—	250円	307円	—	

- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）・・・所定単位数に10.0%を乗じた単位数で算定。
- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数に24.5%を乗じた単位数で算定。

- ☆ サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の給付の対象となります。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成していない場合には、サービス利用料金額をいったん支払うものとします。（要介護認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- ☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。
- ☆ 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担

額を変更します。

- ☆ 一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上）の契約者の負担が2割または3割となります。

[要支援]

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の利用状態に応じたサービス利用料金から介護給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

①月々の利用料金（総合事業訪問介護費は、月単位の定額制になります。）

	総合事業訪問介護 Ⅰ	総合事業訪問介護 Ⅱ	総合事業訪問介護 Ⅲ
1. サービス利用料金	14,947円	29,864円	47,374円
2. うち、介護保険から 給付される金額	13,452円	26,877円	42,636円
※3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	1,495円	2,987円	4,738円

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数に24.5%を乗じた単位数で算定。
上記の金額は、所定単位数に加算を乗じた単位数を含めた金額を提示しています。
（訪問介護員の訪問時の交通費は上記の料金に含まれています。）

- 総合事業訪問介護費 Ⅰ <週1回程度の利用が必要>
- 総合事業訪問介護費 Ⅱ <週2回程度の利用が必要>
- 総合事業訪問介護費 Ⅲ <Ⅱを超える利用が必要な場合>